

## 第 2 7 回 放射線対策本部会議

日 時 : 令和 5 年 2 月 7 日 (火)

午前 1 1 時 1 5 分 ~ (庁議終了後)

場 所 : 庁議室

### 会 議 次 第

- 1 市内の空間線量率について (環境対策課)
- 2 学校給食等の放射性物質検査等について (学校給食センター)
- 3 自家消費農産物の放射性物質検査について (農業政策課)
- 4 東京電力への損害賠償請求について (環境対策課)
- 5 その他

# 1 市内の空間線量率について【環境対策課】

多点測定（1施設当たり5点測定を基本）により46施設を測定。  
 ※46施設のうち、35施設については、業務委託（補助事業）により測定を実施。

## 令和4年度 市内の空間線量率測定施設及び結果(46施設) ※多点測定

(単位:  $\mu\text{Sv/h}$ )

区分		施設名	測定日	測定箇所数	最高値	最低値	平均
幼・保(園)(1)	1	めばえ幼稚園	9月13日	5	0.10	0.05	0.07
小学校 (13)	2	龍ヶ崎小学校	9月13日	5	0.11	0.05	0.08
	3	馴柴小学校	10月25日	5	0.09	0.06	0.07
	4	八原小学校	10月27日	5	0.12	0.04	0.07
	5	(旧)長戸小学校	9月13日	5	0.09	0.06	0.07
	6	(旧)北文間小学校	11月2日	5	0.08	0.06	0.07
	7	川原代小学校	11月2日	5	0.07	0.06	0.06
	8	大宮小学校	10月27日	5	0.08	0.06	0.07
	9	龍ヶ崎西小学校	9月13日	5	0.09	0.06	0.07
	10	松葉小学校	10月25日	5	0.07	0.04	0.06
	11	長山小学校	10月25日	5	0.09	0.05	0.07
	12	馴馬台小学校	10月27日	5	0.08	0.06	0.07
	13	久保台小学校	10月25日	5	0.09	0.05	0.07
	14	城ノ内小学校	10月27日	5	0.09	0.05	0.07
中学校(1)	15	(旧)城南中学校	9月13日	5	0.11	0.05	0.09
公園(28)	16	城南スポーツ公園	9月15日	5	0.11	0.04	0.08
	17	光順田児童公園	9月29日	5	0.10	0.07	0.08
	18	松並児童遊園地	9月15日	5	0.07	0.05	0.06
	19	下町南公園	9月15日	5	0.09	0.08	0.09
	20	愛戸児童公園	9月15日	5	0.08	0.06	0.07
	21	出し山第一街区公園	9月15日	5	0.11	0.07	0.09
	22	緑町第一児童公園	9月15日	5	0.07	0.06	0.06
	23	緑町第三児童公園	9月15日	5	0.09	0.06	0.07
	24	上大徳児童公園	9月15日	5	0.09	0.07	0.08
	25	南が丘公園	9月14日	5	0.08	0.04	0.06
	26	貝塚公園	9月15日	5	0.09	0.05	0.07
	27	北方公園	9月14日	5	0.09	0.07	0.08
	28	城ノ内第一街区公園	9月27日	5	0.09	0.07	0.08
	29	城ノ内第三街区公園	9月27日	5	0.09	0.07	0.08
	30	城ノ内第五街区公園	9月27日	5	0.08	0.06	0.07
	31	貝原塚西公園	9月27日	5	0.10	0.07	0.08
	32	藤ヶ丘第二街区公園	9月27日	5	0.09	0.07	0.08
	33	藤ヶ丘第六街区公園	9月27日	5	0.08	0.06	0.07
	34	藤ヶ丘第七街区公園	9月27日	5	0.10	0.06	0.08
	35	市民健康の森	9月29日	5	0.13	0.06	0.09
	36	龍ヶ岡公園	9月29日	10	0.09	0.07	0.08
	37	龍ヶ岡3号緑地	9月29日	5	0.11	0.06	0.09
	38	松ヶ丘第一街区公園	9月16日	5	0.09	0.06	0.08

(単位:  $\mu$ Sv/h)

		施設名	測定日	測定箇所数	最高値	最低値	平均
公園 (28)	39	松ヶ丘第三街区公園	9月16日	5	0.08	0.06	0.07
	40	白羽第二街区公園	9月16日	5	0.09	0.06	0.07
	41	白羽第三街区公園	9月16日	5	0.09	0.07	0.08
	42	森林公園	9月16日	10	0.12	0.04	0.08
	43	つくばの里向陽台公園	9月29日	5	0.12	0.10	0.11
スポーツ施設 (2)	44	工業団地運動公園(野球場)	9月29日	5	0.13	0.09	0.11
	45	大正堀川運動公園	9月29日	5	0.09	0.06	0.08
その他(1)	46	龍ヶ崎市役所	10月26日	5	0.07	0.07	0.07
※背景色の35施設は、業務委託にて測定					最高値	最低値	平均
					0.13	0.04	0.08

■今後の方針について ※令和4年度は試行的に実施

令和5年度以降の測定については、補助事業により除染を行なった35施設(小学校3校含む)については、これまでどおり業務委託で測定を実施する。

また、市内小学校10校及び市役所の11施設については、職員で測定を行い結果を公表する。

測定方法及び測定頻度：多点測定、年1回

## 2 学校給食等の放射性物質検査等について【学校給食センター】

平成23年8月から、給食食材及び学校給食の放射性物質検査を実施しています。

検査機器は、平成24年6月に国民生活センターから貸与されたものを使用し、調理前の給食食材及び調理後の学校給食一食分を令和2年度まで検査していました。事故から10年が経過し、その間、放射性物質は全て不検出又は基準値内であったことから、今後も市場等を經由した食材から放射性物質が検出される可能性は極めて低いものと考えられるため、令和3年度からは、調理後の学校給食一食分のみを検査しています。

また、令和元年度からは、それまで農業政策課で実施していた、行政依頼分及び生産者・市民依頼分も学校給食センターの借用している検査機器を活用し、検査を実施しています。

### 【令和5年度の対応について】

令和4年12月31日までに実施した学校給食に係る放射性物質の検査結果は、全て不検出又は基準値内でした。

市内の保育所(園)・幼稚園・認定こども園で実施していた給食に係る放射性物質検査は、令和3年3月をもって終了していますが、その後、保護者等からの問い合わせ等は特にないと伺っています。

また、学校給食に係る放射性物質検査について、県南地区の他市町村に確認したところ、既に過半数を超える自治体が検査を終了しています。

これらのことから、当市の学校給食に係る放射性物質検査は、今年度(令和5年3月)をもって終了したいと考えています。

### ●給食食材等の検査件数一覧

年度	検 体 数
平成24年度	1,358件(4,5月市検査機器,6月より国民生活センター貸与検査機器使用)
平成25年度	1,159件
平成26年度	1,188件
平成27年度	1,173件
平成28年度	1,179件
平成29年度	1,196件
平成30年度	1,195件
令和元年度	1,083件
令和2年度	1,080件
令和3年度	341件
令和4年度	289件

### ●平成23年9月1日から令和4年12月31日までの検査件数一覧

検査年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
検査期間	H23.9.1~ H24.3.31 (7カ月)	H24.4.1~ H25.3.31 (12カ月)	H25.4.1~ H26.3.31 (12カ月)	H26.4.1~ H27.3.31 (12カ月)	H27.4.1~ H28.3.31 (12カ月)	H28.4.1~ H29.3.31 (12カ月)	H29.4.1~ H30.3.31 (12カ月)	H30.4.1~ H31.3.31 (12カ月)	H31.4.1~ R02.3.31 (12カ月)	R02.4.1~ R03.3.31 (12カ月)	R03.4.1~ R04.3.31 (12カ月)	R04.4.1~ R04.12.31 (9カ月)	
行政依頼分	学校給食センター(第一、第二)	304	94	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	176	200	293	280	339	578	284	251	65	68	70	
	龍ヶ崎地方衛生組合	28	50	67	143	131	51	26	32	0	0	0	
	こども家庭課(幼稚園等給食食材)	168	31	369	344	315	345	278	277	115	42	0	
	庁内	131	112	26	29	78	10	10	12	0	0	3	
	関係機関・関連団体	24	5	4	3	3	2	2	0	0	0	0	
	その他	0	5	0	0	6	4	6	8	11	8	11	
	小計	831	497	761	799	872	990	606	580	191	118	84	
生産者・市民依頼分	市民依頼分	867	984	301	149	85	52	68	58	61	45	26	
	生産者依頼分	有機肥料生産組合(堆肥等)	131	135	58	76	10	0	0	0	0	0	0
		JA竜ヶ崎	21	47	47	47	41	41	2	0	0	0	0
		(有)信功舎遠藤牧場	31	9	2	1	0	0	0	0	0	0	0
		高野養豚場	31	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		竹下牧場	25	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0
		(有)横田農場	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		(農)宮本農産	3	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0
		(有)押木養鶏場	7	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		(株)常陽牧場	11	91	100	98	84	58	27	24	7	5	5
		小計	270	308	213	223	135	99	29	24	7	5	5
小計	1,137	1,292	514	372	220	151	97	82	68	50	31		
合計	1,968	1,789	1,275	1,171	1,092	1,141	703	662	259	168	115		

### 3 自家消費農産物の放射性物質検査の実態【農業政策課】

#### ●龍ヶ崎市の検査実施状況

東日本大震災以降、農産物の安心安全のため、放射性物質の検査を実施してきましたが、令和4年度までの検査件数の推移は減少傾向にあり、かつ市場等を経由した食材から国の基準を超える放射性物質が検出される可能性は極めて低いものと考えられ、安全性も確保されつつあります。農業政策課での検査結果においても不検出又は国の基準値内に治まっています。

当市では、平成23年8月より、農業政策課において購入した食品放射能測定システムで検査を開始し、平成24年6月からは学校給食センターにおいても、独立行政法人国民生活センターから検査機器を貸与され、検査を実施するようになりました。

なお、令和元年度からは、学校給食センターで一括して検査を実施する体制へと移行し現在に至っています。

#### 過去の持ち込み件数

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
984件	301件	149件	85件	52件	68件

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
58件	61件	45件	26件	17件

※令和4年度の検体数17件については、申請者は6人。

※平成28年度から令和4年12月末現在まで基準値を超えていない。

#### 【今後について】

令和4年度までの検査数や検査結果状況を考慮し、今後も、国の基準値を超える放射性物質が、市場等を経由した食材も含め、検出される可能性は極めて低いものと考えられることから、農畜産物に対する安全性も確保されつつあります。

令和4年7月12日の開催された第1回龍ヶ崎市学校給食センター運営委員会において、学校給食の放射性物質検査を終了することが了承され、検査機器の貸与契約（商工観光課担当）も終了することを鑑み、農業政策課での自家消費農産物の放射性物質検査も終了したいと考えています。

【近隣市町村の自家消費農産物の放射性物質検査の持ち込み検査状況】

市町村名	R1	R2	R3	実施状況	今後の予定	備考
つくばみらい市	15 件	15 件	12 件	R1で終了		件数減, 検査機器維持費削減のため。
河内町	0 件	0 件	1 件	R3で終了		件数減, 不検出, 給食検査終了, 検査機器維持費削減のため。
守谷市	10 件	8 件	8 件	R3で終了		件数減, 不検出, 給食検査終了, 検査機器維持費削減のため。
つくば市	28 件	25 件	14 件	実施	終了を検討	給食センターと併せて検討中
取手市	48 件	5 件	3 件	実施	終了を検討	
土浦市	26 件	32 件	16 件	実施	継続予定	
牛久市	16 件	17 件	18 件	実施	継続	
稲敷市	0 件	0 件	0 件	実施	継続	
阿見町	0 件	4 件	4 件	実施	継続	

## 4 東京電力への損害賠償請求について【環境対策課】

### 東京電力ホールディングス㈱と和解契約を締結しました

令和4年6月市議会に上程した和解に関する議案が可決されたことを受け、本市は令和4年6月23日付で東京電力ホールディングス㈱と和解契約を締結しました。

### 和解にいたる経緯

市では東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射線対策に要した経費のうち、平成23・24年度分で、国の補助金等の交付対象とならず、東京電力ホールディングス㈱と合意に至らなかった費用95,589,270円に係る損害賠償金について、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、令和2年10月8日付けで、原子力損害の賠償に関する紛争のあっせんを行う原子力損害賠償紛争解決センターに対し、あっせん申立てを行い、追加資料や意見書等を提出するなど審理に対応してきました。（稲敷地区6市町村放射能対策協議会を構成する牛久市、稲敷市、阿見町、美浦村、利根町が連携して、あっせん申立てを行いました。）

その後、令和4年2月25日付けで同センターから和解契約書案が提示され、市は令和4年3月17日付けで受諾する旨を回答しました。

（東京電力ホールディングス㈱は、同センターから提示された和解契約書案を受諾する旨、令和4年3月16日付けで回答しています。）

### 和解の概要

原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案は、請求額（和解時点）92,537,230円の8.4%にあたる7,784,100円の支払い義務が、東京電力ホールディングス㈱にあるとする内容でした。

人件費については、追加的な費用が発生していない勤務時間内人件費は、損害とは認められず、平成24年度の放射線対策に従事した職員の時間外勤務人件費に限り認められました。（平成23年度の時間外勤務人件費1,407,882円についてはあっせん申立て前に受領済）

また、放射線対策経費については、公園、小中学校・幼稚園等の除染委託料や、民間保育所等に対する補助金、資材購入費用など、市が行った対策費用が概ね認められました。

### ●請求額（和解時点）および和解額

損害項目		請求額（和解時点）	和解額	割合	備考
人件費 (H23・24)	放射線対策に従事した職員人件費	84,865,500円	1,300,000円	1.5%	平成24年度時間外勤務人件費に限り提示された
放射線対策経費 (H23・24)		7,671,730円	6,484,100円	84.5%	
放射線対策経費（H23・24）の内訳					

委託費	除染業務委託料	4,638,529円	4,380,000円	94.4%	
消耗品費	ガソリン代、高速道路料金等	57,657円	13,600円	23.6%	
その他経費	民間保育所等に対する補助金、資材購入費等	2,975,544円	2,090,500円	70.3%	
合 計		92,537,230円	7,784,100円	8.4%	

※あっせん申立て後に、東京電力ホールディングス(株)との合意により、時間外勤務人件費（放射能対策所管課職員分）128,698円、対策経費2,922,030円を受領していることなどから、あっせん申立て時の損害賠償金と請求額（和解時点）に違いが生じています。

#### ●和解受諾の判断理由

人件費以外の損害について、①相当因果関係がある損害として84.5%が認められており、市の主張が一定程度斟酌された内容であること、②本和解では、損害として認められなかった経費についても、賠償請求の権利を放棄するものではないこと、③和解することによって早期賠償が実現できることなどから、和解することが適当であると判断しました。

#### 稲敷地方6市町村放射能対策協議会における確認事項（令和4年10月27日）

1. 東京電力への損害賠償請求行動及びADR申立てについては、各市町村が個別に継続を判断し行うこと
2. 連絡会にて構成市町村で継続的に情報共有を図ること
3. 協議会は廃止せず必要があるときは首長による協議会開催の可能性を残すこと

#### 今後の対応について

以下の費用について、東京電力側に支払いに応じるかどうかを確認し、支払いに応じない場合には、ADRの申立てについて検討する。

※学校の放射性物質検査用食材（平成25年度）の665,322円については支払う意向が示されている

- ・嘱託員報酬（放射性物質検査 平成27～30年度） 5,689,781円

※令和27年度以降は、補助対象外となったことによる

- ・臨時職員又は会計年度任用職員の人件費（市内の空間放射線量の測定 平成29年度～令和3年度 ※平成29年度～令和元年度については未請求） 約4,000,000円
- ・学校・保育所等の放射性物質検査用食材（平成25・26年度） 767,779円
- ・学校給食の放射性物質検査用食材（令和3年度及び令和4年度分） 86,934円（R3）

※令和3年度以降は、震災復興特別交付税の対象外となったことによる

○龍ヶ崎市放射線対策本部設置要綱

平成23年8月1日

訓令第62号

改正 平成23年11月18日訓令第66号

平成24年3月27日訓令第25号

平成25年3月19日訓令第8号

平成26年3月31日訓令第10号

平成29年3月13日訓令第11号

平成30年2月28日訓令第7号

令和3年3月29日訓令第5号

(設置)

第1条 本市において、龍ヶ崎市危機管理指針(平成23年龍ヶ崎市告示第121号。以下「指針」という。)第2条第1項第4号に規定する危機として、平成23年3月11日の東日本大震災の影響による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射線の被害及び影響に対し、指針第3章に規定する対策を実施するため、指針第10条の規定に基づき龍ヶ崎市放射線対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、指針に基づき、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被害及び影響の発生状況に係る情報収集及び分析に関すること。
- (2) 市民生活への影響の把握及びその対策に関すること。
- (3) 市民及び事業者への啓発及び広報に関すること。
- (4) 国、茨城県その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 被害及び影響の拡大防止に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指針第3章の対策を実施するために必要な事項

(組織)

第3条 対策本部は、市長、副市長、教育長、部長、市長公室長、議会事務局長及び危機管理監をもって組織する。

(本部長、副本部長及び本部員)

第4条 対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長を、本部員には部長、市長公室長、議会事務局長及び危機管理監をもって充てる。

- 2 本部長は、対策本部を統括するとともに、本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐するとともに、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議(以下「会議」という。)は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 危機管理監は、本部長の指示の下、会議の議事進行及び議事整理に当たるとともに、次条に定める幹事会を指揮監督する。

(幹事会)

第6条 対策本部の所掌事務を補佐するため、対策本部に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、危機管理監、副部長、法制総務課長、秘書課長、社会福祉課長、健幸長寿課長、コミュニティ推進課長、商工観光課長、都市計画課長及び教育総務課長をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第7条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長には危機管理監を、副幹事長には産業経済部副部長をもって充てる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第8条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

2 幹事長は、幹事会の会議において、対策本部の決定事項その他必要な事項を幹事会の構成員に周知徹底し、これを速やかに実施させるものとする。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 幹事会の会議の議事整理は、幹事長の指定する者がこれに当たる。

(庶務)

第9条 対策本部及び幹事会の庶務は、産業経済部環境対策課が本部長の指名した課等と共同して処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年11月18日訓令第66号)

この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月27日訓令第25号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月19日訓令第8号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月13日訓令第11号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年2月28日訓令第7号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月29日訓令第5号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。